

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院でも後発医薬品を積極的に採用・使用しております。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たした、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品への変更について、ご理解・ご協力をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、主治医までお尋ねください。

社会医療法人社団同仁会
木 更 津 病 院
院 長 関 根 博